総務まちづくり常任委員会議事録

（令和７年１２月２日）

総務まちづくり常任委員会議事録

1　日　　時	令和７年１２月２日（火）　午前　９時３０分　開会				
2　場　　所	太子町議会全員協議会室				
3　出席委員	委 員 長	辻本　博之	副委員長	濵地　知英	
	委　　員	中村　直幸		斧田　秀明	
		岡野　秀子		西田いく子	
		松井　謙昌		森田　忠彦	
		早瀬　和信			
	議　　長	村井　浩二			
4　欠席委員		――――			
5　説 明 員	町　　長	田中　祐二	健康福祉部長	木村　厚江	
	副 町 長	村岡　　篤	地域活性化推進担当部長	堀内　孝茂	
	教 育 長	中道　雅夫	教育次長	東條　信也	
	政策総務部長	小角　孝彦	秘書政策課長	小南　考弘	
	まちづくり推進部長	鳥取　勝憲	企画担当課長	田中　信幸	
6　議会事務局	事 務 局 長	正野　　正	書　　記	山本　夕芽	
7　傍 聴 者		――――			

8　会議に付した事件

（１）議案第42号　一般職の職員の給与に関する条例中改正の件

午前　９時３０分　開　会

○辻本委員長　皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長　皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第４２号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件の１件の議案でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○辻本委員長　本日は全員出席しておりますので、会議は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件１件でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第４２号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○小南秘書政策課長　皆様、おはようございます。

それでは、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件につきまして、私のほうからご説明申し上げます。

本年８月７日、人事院より国会と内閣に対し国家公務員の給与改正についての勧告が行われました。また、１１月１１日には、人事院勧告に基づく公務員の給与改定に関する取扱いについて閣議決定が行われ、総務副大臣から各自治体にその旨通知されました。

本改正はこのことを受け、本町職員の給与につきましても、人事院勧告の趣旨を踏まえ、国に準じ民間給与と均衡を図るため、給与月額の改定及び期末・勤勉手当の引上げ、給与制度の改定などを行うものです。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。議案書データの９頁、新旧対照表をご覧ください。

改正条例第１条関係の改正は、人事院勧告に基づく通勤手当及び期末・勤勉手当、給料表の改定を行っております。

この中の第１７条の改正は、現行の距離区分における通勤手当の額をそれぞれ増額するための改正となります。

続きまして、次頁の１０頁をご覧ください。

表中の第２５条第２項の改正は、１２月に支給する期末手当の支給割合について、一般職員及び会計年度任用職員を１００分の１２５から１００分の１２７．５へ０．０２５月分引き上げるものでございます。更に第３項の改正は、第２項と同じく、定年前再任用短時間勤務職員の１２月に支給する期末手当を１００分の７０から１００分の７２．５へ０．０２５月分引き上げるものでございます。

次に、第２６条第２項の改正は、１２月に支給する一般職員及び会計年度職員の勤勉手当を１００分の１０５から１００分の１０７．５へ、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当を１００分の５０から１００分の５２．５へ、それぞれ０．０２５月分引き上げるものでございます。

続きまして、次頁の１１頁をお開きください。

別表第１、一般職給料表につきましては、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務員の職責を重視し、採用市場での競争力向上のため、大卒程度の初任給を５．５％、１万２千円、高卒者に係る初任給を６．５％、１万２千３００円引き上げるとともに、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給与表を改定し、全体平均で３．３％の引上げを行っております。

以上が改正条例第１条関係の改正となります。

続きまして、議案書データの１９頁をお開きください。

改正条例第２条関係の改正となります。

第１７条の改正は、現行では６０キロメートルが上限となっている通勤手当の距離区分に、新たに１００キロメートルを上限に、５キロメートルごとに距離区分を新設するもので、最大６万６千４００円の手当を支給します。

続きまして、次頁の２０頁をご覧ください。

第２５条第２項の改正は、次年度以降に支給する期末手当に対する改正で、一般職員

及び会計年度任用職員へ６月に支給するものを１００分の１２５から１００分の１２６．２５に、また、１２月に支給するものを１００分の１２７．５から１００分の１２６．２５に改正するものでございます。更に第３項の改正は、次年度以降に支給する定年前再任用短時間勤務職員の期末手当について、６月に支給するものを１００分の７０から１００分の７１．２５に、１２月に支給するものを１００分の７２．５から１００分の７１．２５に改正するものでございます。

次に、第２６条第２項の改正は、次年度以降に支給する勤勉手当につきまして、一般職員及び会計年度任用職員へ６月に支給するものを１００分の１０５から１００分の１０６．２５に、１２月に支給するものを１００分の１０７．５から１００分の１０６．２５に改正し、定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当につきまして、６月の支給割合を１００分の５０から１００分の５１．２５に、１２月の支給割合を１００分の５２．５から１００分の５１．２５に改正するものでございます。

以上が改正条例第２条関係の改正となります。

恐れ入ります。戻りまして、議案書データの７頁をお願いします。

附則でございます。附則の第１条第１項では、この条例は公布の日から施行することとしますが、改正条例第２条の規定は令和８年４月１日から施行することとしております。同条第２項は、改正条例の第１条の規定について、令和７年４月１日から適用することとしております。

続きまして、次頁の８頁をご覧ください。

附則の第２条では、条例改正前に支給された給与は、改正後の条例で支給された給与の内払いとする規定でございます。第３条は、令和８年度の地域手当については、１００分の１１とする規定でございます。第４条は規則への委任で、条例施行に際しまして、必要な事項は規則で定める旨の規定を行っております。

以上で、議案第４２号、一般職員の給与に関する条例中改正の件の説明を終わります。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○辻本委員長　ただいま説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

○森田委員　今頃こんなの聞くの恥ずかしい話やねんけれども、定年前再任用短期時間勤務職員というのは具体的にどういう人を言うわけ。

○小南秘書政策課長　職員のほうで、６５歳までの職員で週フル勤務ではなく、週４日とかの短時間で勤務していただける職員の方のことを指します。

○辻本委員長　ほかにございませんか。

○松井委員　２点、ちょっと教えていただきたいんですけれども、この条例附則の第３条の地域手当については、１００分の１１で、８年の４月１日から１年間ということ。ということは、再来年の令和９年４月１日からは、もう何もこの条例を触わらずとも、その１００分の１２とかということで支給ということでいいのかどうか、それが１点と、もう一点は、これ、町報の１２月号で、４頁のところに職員の給与数と給与状況についてと、毎年されていると思うんです。ちなみに、管理職の職務段階別加算というのは、ここにこういう何か１級から７級までということで太子町の場合はなっているんですけど、何級から何級が例えば５％とか１０％職務段階加算がついていると思うんですけれども、これは、本町の場合、どういう形になっているのかちょっと教えていただければと。

○小南秘書政策課長　まず、地域手当のご質問なんですけれども、地域手当のほうは今の現状、このご議決いただくとしましたら、この条例の内容でいうと、令和９年度から１２％になるような形で附則のほうをうたっております。ただ、去年も令和８年度から１２％になるような附則の形で述べさせていただいて、人勧に伴いまして、令和８年度は１１％にするという形の通知が来ましたので、例えばなんですけど、１１．５％に９年度はしなさいとかいうような形の人勧があれば、本町としては、人勧に則ってという形を考えておりますので、そういう可能性もないとは言い切れませんけれども、今の現状ではそういう形になっています。

役職加算のほうなんですけれども、７級、６級、５級という形で、１５、１０、５％という形の、今現在、加算があったと記憶しております。

以上です。

○辻本委員長　ほかにございませんか。

○西田委員　今、地域手当が出たので、前も言ったのだけど、段階的にしようがしまいがどっちでもよく、いいと言わへんけれども、ここまでしましょうというのを一遍に１２％にしたっていいのではないんですかと言っているけど、まだ差があるではないですか。この差を埋めようと思ったら、去年聞いたら年間で１千万円ぐらい要るよという話だったんですが、どれぐらいになるんですか。

○小南秘書政策課長　来年度予算、当初予算のベースで検討を行いますと、１２％と１１％の差、影響額としては、およそ６００万円の金額になるかと思います。

○西田委員　そのお金が太子町にないのと思うんです。少なくともこれだけ物価が高騰しているとき、太子町で独自に給料を上げるというのはなかなか難しいと思いますけれども、ゆくゆくこの地域手当１２％にしていいという数字が出ているので、ここに揃えたらどうですかということも言ったんですが、６００万円、太子町にそれが払われへんと思いません。でも、これは詳しくは勉強会の資料を私は振り返ってみるんですけれども、人勧としては３．６２％、太子町を平均してみたら３．３％。３．６２％と、きっちりはならんものなんですよね。

○小南秘書政策課長　今回の給料表についても、給料表の人勧から示されたものが、民間との３．６２％を埋めるための水準の引上げという形で給料表改正されております。その給料表の改正の率が平均で３．３％になるかと思います。

○西田委員　だけど、本当に公務員さんの給料は低く抑えられていて、ずっとそれで来てんけど、去年もそうやったかしらんけど、４年連続一応引上げになると。３％超えるの、振り返ると、１９９１年以来の大きくて、去年は引き上がったといえども、一生懸命働いて長いこと働いてた人はたった１％ぐらいの伸びで、若年にしかつけへんかったのが、全体的に上がったということで、やっぱりいろんな運動があって、組合なんかも頑張りはって、こういう状況になっていると思うのだけれども、それでも民間の春闘が５．５２％やから、なかなか公務員さんは景気に影響されへんからは民間が悪いときでも普通にもらえるといっても、ちょっと差があるなと思うと、やっぱり物価高騰に見合わへんなと思うんです。片方で、だから公務員人気が減っているではないですか。辞めていく方も多いではないですかという原因はどこにあると思います。給料少ない、低いということとかにあるような気もするんですが、そんなふうには見ていません。

○小南秘書政策課長　退職、公務員のほうの退職者数が増えているというのは明らかに増えているのかなという印象を私個人も持っております。その理由に関しましては、おっしゃっていただいているように、単純に賃金が安いというので仕事と見合ってないという考え方の下、退職される方もおられるのかなと思うんですけれども、最近の皆さんのお考えといいますか、人生設計とかそういう形のものと、あと、単純に人が、働ける人が少なくなってきているので、需要と供給の中で需要のほうが上回って、転職もしやすい環境があるのかなというふうに考えておりますので、そういう形で、確かに賃金の高

さというのは大きな魅力かなと思うんですけれども、転職される方の増加に対しては、それだけで公務員が人気がないというような形のイコールの形にはならないのかなというふうに私は考えています。ただ、人勧に準ずるという形のものを基本で本町は行っていますけれども、そのほかの部分でも、働きがいのあるような職場という形で、いろんな情報を収集して、改善のほうは常にしていく必要があるのかなというふうには考えております。

○西田委員　なかなか分からないと思うんですけど、でもやっぱり公務員の成り手が少ないということではどこも困っていて、特に技術職はなかなか入ってけえへんということなんですけど、人事院が若手職員にアンケートを取ったというのがあって、公務員の魅力向上、仰山来てもらって、そのために何が必要だと聞いたら、やっぱり給与水準の引上げ。それはどの職場でもそうでしょうけれども、それが約８割。全体が何人いてたのか、ちょっとそこまで数字拾ってないんですけど。約６割が超過勤務、深夜勤務の縮減と挙げたそうなんです。うちは深夜はないと思うんですけれども、やっぱり超過勤務、仕事が多忙で疲れるというのもあると思うんですけれども、この間、だから結局定数こんだけ欲しいという正職員がなかなか埋まらない中で、残業、決算ちょっと増えてたような気もするけど、残業増えてないのかとか、一部の部署、計画計画といろんな計画が出されるので、残業が押しなべてとかではなくて一部に偏っているようなことはないのか、残業は増えてないのかとか、一部の部署に偏ってないのか、それはどう見ていますか。

○小南秘書政策課長　まず、残業の状況なんですけれども、決算ベースになりますので、令和６年度と令和５年度を比較しましても、約１千６５０時間ぐらい延べで増えているような形の状況はございます。これに関しましては、自治体に求められるような業務の増加等がございますし、実際にこの人員の中で残業が必要になってきているような状況になっていると思います。

あと、その場所というか部署によっての偏りも、実際には多い部署と全然ないような部署等ございます。そちらに関しましては、その業務遂行にあたりまして、各課で必要な人数というのはありまして、そこを把握して適正な配置をするような形で常に意識して努力しているような形にはなるんですけれども、実際に多い部署でありますと、まだ足りてないというような印象もあるようなところも、私個人的には思っております。ですので、前回、内訳のほう、定数のほうを改正させていただいてというような形もお願

いした経過がございます。人材の獲得といいますか、そういう形のものは常に意識して、できる範囲でやっていこうと思っております。

○西田委員　なかなか人事院勧告に従っている限り太子町独自で上乗せというのを給料は、しにくいと思うんやけれども、そう思ったら、やっぱり超過勤務をなくすという方向は努力でできると思うし、先ほどの働きがいのある職場をつくるということで、給料、それはいいのがあれですけど、やっぱり働きがいがあって、人間関係もよくて、太子町で頑張って働こうと思う環境つくる１つに、超過勤務を減らすことをもう少し、本当にみんなで時間内に仕事が終わるような体制づくりも考えていただいて、本当に長く働いてもらって、皆さん、太子町役場で定年を迎えてもらいたいなと思いますので、努力のほうはお願いしておきます。

○辻本委員長　ほかにございませんか。

○斧田委員　再度の確認なんですけれども、先ほどからの説明の中で、人事院勧告に準拠していくというふうなことなんですけれども、今回の改正案の中で人事院勧告と違う部分があるとしたらどういう項目なんですか。

○小南秘書政策課長　今回の改正につきましては、人事院勧告に基づいて改正のほうを全て行うような形になっておりますので、人事院勧告の勧告外といいますか、外れるような形の改正は含まれておりません。

○斧田委員　ありがとうございます。

○辻本委員長　ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本委員長　ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本委員長　ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第４２号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○辻本委員長　ご異議なしと認めます。

よって、議案第４２号、一般職の職員の給与に関する条例中改正の件は原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件は終了いたしました。

よって、これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はどうもご苦労さまでした。

午前　９時５２分　閉　会

太子町議会委員会条例第２７条第１項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長　　辻　本　博　之